広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　絹川　泰毅
広島高等裁判所岡山支部長を命ずる
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　藤原美弥子
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
岡山簡易裁判所判事に補する（以上七月三日）
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　市原隆一郎
東京家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京地方裁判所判事補に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事　岡本　英昭
竹原簡易裁判所判事に補する
兼ねて呉簡易裁判所判事に補する（以上七月四日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事菱田泰信は七月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事角南昌伸は七月三日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する　山本　達雄
（岡山大学名誉教授）
従四位に叙する　古川　隆夫
池澤　典昭　工藤　良裕
正六位に叙する（各通）　平田　英夫
川名　泰弘　境　征也
古江　正美　古川　浩平
従六位に叙する（各通）　谷口　忠次
緑川　宏幸
安江　治之
正七位に叙する（各通）　渡邉日出男
那須　孝雄
従七位に叙する（以上六月一日）　古来　文雄
井上　肇
高岡　宣雄
（九州大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）　齊藤　博

従五位に叙する（各通）　小林　紀夫
正六位に叙する（各通）　櫛引　健治
奥迫　等　浜野　幸治
長島　清　國近　茂
吉田　學　山下　正実
従六位に叙する（各通）　杉山　繁雄
正七位に叙する
従七位に叙する（以上六月二日）　市嶋　正巳　首藤　達也
菅根　順之　中井　隆男
従五位に叙する（各通）　内田　一岐
正六位に叙する
大島　久勝　小笠原　丕　鹿内喜佐男
須藤　修司　安本　勝彦
従六位に叙する（各通）　軒名　孝
正七位に叙する
伊澤　弘志　鳥越　弘義
従七位に叙する（各通）（以上六月三日）　大坪　敏男
従四位に叙する（六月六日）　河野　洋平
従二位に叙する（六月八日）

○叙勲

（岡山大学名誉教授）　古川　隆夫
瑞宝中綬章を授ける　池澤　典昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　緑川　宏幸　工藤　良裕
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）　那須　孝雄　安江　治之
瑞宝双光章を授ける（各通）　古江　正美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）
（九州大学名誉教授）　高岡　宣雄
瑞宝中綬章を授ける　奥迫　等　櫛引　健治
瑞宝双光章を授ける　長島　清　浜野　幸治　杉山　繁雄
吉田　學　山下　正実
瑞宝双光章を授ける（各通）　高田　宇一
瑞宝単光章を授ける（以上六月二日）　軒名　孝
瑞宝双光章を授ける　伊澤　弘志　鳥越　弘義　宮崎　昭二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三日）

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　山形県立加茂水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）小山　和彦
（変更後）奥山　浩之

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）小山　和彦
（変更後）奥山　浩之

三　変更年月日　令和八年四月一日

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	三十三号
(三) 占用を制限する区域	高知県高岡郡越知町越知字様谷丁二六一五番二から同町越知字五味ノ畝丁二六四一番二
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
(七) 図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

備考